

桜井市地域交流施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、桜井市地域交流施設条例（令和4年9月桜井市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(使用手続)

第3条 条例第4条の規定により地域交流施設を使用しようとする団体は、使用しようとする日から起算して1年前から7日前までに桜井市地域交流施設使用許可申請書（第1号様式）を、当該事業の内容と関連する事務を所掌する課等を経て、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、桜井市地域交流施設使用許可書（第2号様式）を交付するものとする。

3 使用者は、許可を受けた事項を変更又は取消しようとするときは、桜井市地域交流施設使用変更（取消）申請書（第3号様式）に桜井市地域交流施設使用許可書を添付して、市長に提出しなければならない。

(行為の制限)

第4条 使用者は、地域交流施設において、市長の許可なく次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 工作物等を設置すること。
- (2) 物品の販売又は頒布、募金その他これらに類する行為を行うこと。
- (3) 指定された場所以外の場所に車等を乗り入れ、又は停めること。
- (4) 地域交流施設の管理・運営上支障が生じること。

(使用者の遵守事項)

第5条 使用者は、桜井市庁舎等管理規則（昭和43年10月桜井市規則第14号）及び次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食をしないこと。
- (2) 許可なく火気を使用しないこと。

- (3) 騒音、暴力等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、地域交流施設の管理運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年11月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）
第1号様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先）桜井市長

申請者（団体名）
所在地
名称
代表者名

桜井市地域交流施設使用許可申請書

桜井市地域交流施設を使用したいので、次のとおり申請します。

使用目的 （行事名等）	
使用内容	
使用日時	年 月 日（ ） 時 分から 年 月 日（ ） 時 分まで
使用施設	地域交流センター ・ 地域交流広場
使用予定人員	人
使用責任者	（団体での役職等） （氏名） （電話）
所管課	
附属設備 の使用	ピアノの使用の有無（有 ・ 無）
備考	

※火気を使用するときは、責任者を定め、備考欄に記入すること。

第2号様式（第3条関係）
第2号様式（第3条関係）

年 月 日

様

桜井市長 印

桜井市地域交流施設使用許可書

年 月 日付けで申請・変更申請のあった桜井市地域交流施設の使用については、次のとおり許可します。

使用目的 (行事名等)	
使用内容	
使用日時	年 月 日 () 年 月 日 () 時 分 から 時 分 まで
使用施設	地域交流センター ・ 地域交流広場
使用予定人員	人
使用責任者	(団体での役職等) (氏名) (電話)
所管課	
附属設備 の使用	ピアノの使用の有無 (有 ・ 無)
許可条件	
備考	

第3号様式（第3条関係）
第3号様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先） 桜井市長

申請者（団体名）
所在地
名称
代表者名

桜井市地域交流施設使用変更（取消）申請書

年 月 日付けで許可のあった地域交流施設の使用については、次のとおり変更したいので申請します。

変 更 前	
変 更 後	
変 更 理 由	